

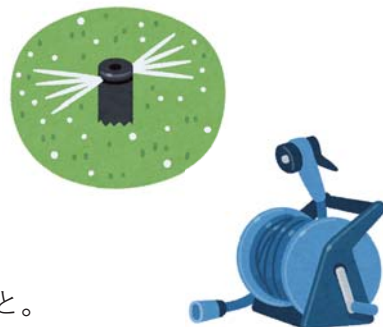
# ～肝付町畑かん散水器具導入支援事業について～

肝属中部畑地かんがい事業により、平成30年度、荒瀬ダムからの通水が開始されました。今後、各受益地区において順次通水され、畑かん水を利用した農業が可能になります。この事業は新たに散水器具を導入しようとする方を支援する事業です。

7、8月号でもお知らせした散水器具の導入について、今回は肝付町独自の支援事業についてご紹介いたします。

## ●補助の内容

工事負担額の2/3とし、**一ほ場につき一回**とする。  
(10aあたり10万円を上限とする)



## ●補助の要件

- ①肝付町内に住所、または事務所を有し、町税等の未納がないこと。
- ②県営畑地帯総合整備事業にて対象散水器具を導入する者。
- ③散水器具を導入したほ場の開栓届を肝属中部土地改良区へ提出した者。
- ④散水器具導入後、町から求めがあった場合、散水後の生育データの提供や実証等その他の協力ができる者。

## ●申請に必要なもの

- ・補助金交付申請（請求）書
- ・対象散水器具の設置状況を示す写真



## ●その他

- ・散水器具導入の工事の施工時期は申込みの時期及び作物によって異なりますが、申込みの翌年、またはその翌年となります。
- ・補助金の申請には要件がありますので、詳しくは問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先 肝付町役場 農業振興課 畑かん対策係 ☎ 0994(65)8417  
肝属中部土地改良区 ☎ 0994(45)7120

■パソコン・スマートフォン版ホームページ  
[https://www.kyuden.co.jp/td\\_index](https://www.kyuden.co.jp/td_index)

■携帯電話版ホームページ  
[http://kyuden.jp/tdmb\\_index](http://kyuden.jp/tdmb_index)

九電送配  「九電送配」で検索してください。

メールサービス

台風による停電時には、ご登録いただいたメールアドレスに停電情報を配信いたします。  
詳しくは、上記ホームページをご覧ください。

**九州電力送配電**

災害が起きたら

切れた電線は感電のおそれがあり大変危険です。絶対に触らず九電送配へご連絡ください。傷ついたり、水につかった電気器具、コードは漏電や火災の原因となります。  
必ず電気店などで点検ください。  
(注)集中豪雨時等もご注意ください。

停電への備え

**停電時に必要なもの(例)**

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 飲料水
- 携帯電話の充電器(電池式)
- 乾電池
- ため水(生活用水)

なお、強風で飛ばされるおそれがあるものは、あらかじめしっかり固定しましょう。

台風時の停電情報をチェック!

台風による停電時には、電話がつかなくなりになることがあります。  
台風等非常災害時の停電情報は左記のホームページでもご確認ください。

九電送配からのお知らせ